

# 各種サービス約款

第一条（約款） 各種サービス約款(以下、本約款)は、専用サーバーサービス、仮想サーバーサービス、ハウジングサービス、ドメインサービス、およびそのオプションサービスに対して適用される約款です。

第二条（本サービスの内容） 専用サーバーサービスは、当社がデータセンタに設置したサーバー設備 1 台の機能の利用権を、利用者に対して専有的に提供するサービスです。このサービスの利用に際して必要な電源、および当社が定めた通信設備についても、共用設備として提供します。このサービスで提供するサーバー設備の所有権は当社に帰属し、設備の設置、および保守に関しては、すべて当社により決定するものとします。

2 仮想サーバーサービスは、当社がデータセンタに設置したサーバー設備に複数設定した仮想化されたサーバー設備のうちひとつの利用権を、利用者専用として提供するサービスです。このサービスで提供するサーバー設備の所有権は当社に帰属し、設備の設置、および保守に関しては、すべて当社により決定するものとします。

3 ハウジングサービスは、当社がデータセンタの一部の利用権を、利用者専用として提供するサービスです。このサービスの利用に際して必要な電源、および当社が定めた通信設備等についても、共用設備として提供します。このサービスで提供する設備の所有権は、データセンタ運営者に帰属し、設備の位置、共用設備、および保守に関しては、データセンタ運営者、または当社により決定するものとします。

4 ドメインサービスは、当社を登録代理業者(リセラー)として、利用者へドメインを提供するものです。このサービスの利用に際して必要なネームサーバー、および希望に応じて公開用の名義についても、契約期間中に限り、共用設備として提供します。このサービスで提供するドメイン名の所有権は、インターネット上のアドレスを管理する組織(ICANN)、各ドメイン名のデータベースを管理する組織(レジストリ)、および登録者(以下、上位組織)の定めのない限り、利用者へ帰属します。ただしドメイン名の取得要件に関しては、上位組織が定めるものとします。またすでに取得されている等の理由により利用者の希望するドメイン名が取得できない場合もあります。上位組織により登録拒絶された場合、登録料金が発生いたします。登録情報が存在しない、または不正確である、あるいは虚偽記載がある等、届出事項に不実記載のある場合、または有害なウェブサイトへ転送される場合、あるいは迷惑メール等の発信源として利用されている場合、もしくはドメイン名の不適切な利用として当社が認める場合において、当社、または上位組織はこれらのドメイン名の所有権を剥奪し、必要な措置を講じることができるものとします。

6 オプションサービスは、それぞれのサービスに付随するサービスとして、オプションサービスの利用権を提供するもの(以下、期間型オプションサービス)、または一定期間有効な証明書、ライセンス等を提供するもの(以下、権利型オプションサービス)、および回数に応じてサービスを提供するもの(以下、作業型オプションサービス)です。このサービスの利用に際して最低限必要な設備等についても、当社の定める範囲で共用設備として提供します。

第三条（利用開始と終了） サービス利用開始日は、利用申請より納期、または当該期日以降の利用者が指定した利用開始日とし、最低利用期間は契約時に定めるものとします。

2 利用単位は 1 月とします。中途解約を希望する場合は、権利型オプションサービス、作業型オプションサービス、および契約時に定める場合を除き、最終月の料金算定に月額基本料金の 1/22 に日数を乗じた額と手数料 500 円、または 1 月分の、いずれか安い料金を適用します。最低利用期間に満たない場合は、利用権の有無にかかわらず、利用期間分の料金が発生します。

3 サービス利用終了日は契約満了日、またはそれ以前の任意の日とします。サービス利用終了日以降に契約満了を迎える場合、サービスの利用を再開することで、解約申請は破棄するものとします。

第四条（利用料金） サービス利用料金は、契約時に提示した金額とします。

2 サービス利用料金は、契約更新時、または当社が必要と判断したときに、変更できるものとします。緊急に実施する場合を除き、実施の 14 日前までに、基本約款第八条に準じ、当該要請を行います。

3 サービスの基本料金、および割引サービス等は、約款とは別に定めるものとします。当該金額に変更のある場合も、当社からの前項の通知のない場合、契約時の料金が適用されるものとします。

4 料金に変更のある場合も、適用開始日以前の未請求の料金、請求済みの料金、支払い済みの料金に関しては、当該料金を適用しないものとします。

第五条（保証と免責） 各サービスの実施は、当社が定める作業、または利用者より指示された作業を実施、または遂行することにより、目的が達成されたものとします。

特に記載のある場合を除き、それらの利用可能性、および効果について、一切の保証をするものではありません。また作業を実施、または遂行することにより、サービスが利用不能となる場合、または利用者へ損害が出る場合、当社は責を負わないものとします。

附則

第一条（適用開始） この約款は、平成 23 年 11 月 14 日より適用されます。